

介護老人福祉施設 一関ケアサポート 利用料一覧表(負担割合 1割の方)

【令和6年8月1日～】

※基本的に入所できるのは要介護3以上の方です。

	基本単位	日常生活 継続支援加算	看護体制 加算〔Ⅰ〕	看護体制 加算〔Ⅱ〕	夜勤職員 配置加算Ⅲ	介護職員処遇 改善加算Ⅰ	負担段階	居住費	食費	預り金等 管理費	1日の利用料金合計	1ヵ月(30日)利用料
	要介護1	589	36	6	13	28	85	第1段階	0	300	50	1,107
							第2段階	430	390	50	1,627	48,810
							第3段階①	430	650	50	1,887	56,610
							第3段階②	430	1,360	50	2,597	77,910
							第4段階	915	1,445	50	3,167	95,010
要介護2	659	36	6	13	28	93	第1段階	0	300	50	1,185	35,550
							第2段階	430	390	50	1,705	51,150
							第3段階①	430	650	50	1,965	58,950
							第3段階②	430	1,360	50	2,675	80,250
							第4段階	915	1,445	50	3,245	97,350
要介護3	732	36	6	13	28	103	第1段階	0	300	50	1,268	38,040
							第2段階	430	390	50	1,788	53,640
							第3段階①	430	650	50	2,048	61,440
							第3段階②	430	1,360	50	2,758	82,740
							第4段階	915	1,445	50	3,328	99,840
要介護4	802	36	6	13	28	112	第1段階	0	300	50	1,347	40,410
							第2段階	430	390	50	1,867	56,010
							第3段階①	430	650	50	2,127	63,810
							第3段階②	430	1,360	50	2,837	85,110
							第4段階	915	1,445	50	3,407	102,210
要介護5	871	36	6	13	28	120	第1段階	0	300	50	1,424	42,720
							第2段階	430	390	50	1,944	58,320
							第3段階①	430	650	50	2,204	66,120
							第3段階②	430	1,360	50	2,914	87,420
							第4段階	915	1,445	50	3,484	104,520

※介護職員処遇改善関連Ⅰ=(基本単位+各加算)×14%

★ 利用者の負担段階について

負担段階	対象となる方
第1段階	市町村民税世帯非課税で、老齢福祉年金受給者。生活保護受給者。
第2段階	市町村民税世帯非課税で、年金受給額及び所得金額の合計が80万円以下/年の方。
第3段階①	市町村民税世帯非課税で、年金受給額及び所得金額の合計が80万円超120万円以下/年の方。
第3段階②	市町村民税世帯非課税で、年金受給額及び所得金額の合計が120万円超/年の方
第4段階	同一世帯内に市町村民税課税者がいる方、または、市町村民税本人課税の方。

★ その他

- ◆ 療養食加算(厚生労働大臣が定める療養食を基準に基づき提供した場合) 1食 6円
- ◆ 初期加算 入所後及び30日を超える入院から退院後30日間 1日30円
- ◆ 施設入所期間中における入院または自宅等への外泊をした場合、1か月に6日を限度として所定の利用料金に代えて、一日あたり 246円が算定されます。但し、入院または外泊の初日及び最終日は算定されませんので、ご了承ください。
- ◆ 介護保険給付期間以降、在籍中の入院・外泊期間には居住費(一日あたり基準額 915円)の負担があります。
- ◆ 持込家電(テレビ)電気代 テレビを持込し(施設貸出テレビ含む)使用している方 1日15円